

あきる野市教育委員会 殿

あきる野市立増戸中学校
校長 木下 美彦 印

令和5年度 教育課程について（届）

このことについて、あきる野市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届けます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法を基調とし、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を目指して、生徒の理想像を次のように設定する。伝統を継承した上で新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

◎ 夢を持ち続ける人（重点） ・ 進んで努力する人 ・ 思いやりのある人

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 9年間の小中一貫した学びの連続性を重視し人間力の基礎としての知・徳・体を育み、将来に向けて大きな夢を描き、自分の人生を創造する人間性と社会性のある生徒を育成する。

(ア) 基礎学力の定着と表現力の向上を図るため、分かる、身に付く授業を実践する。

(イ) 「指導段階表」を軸に、小中学校合同で研究を進め、9年間を見通した指導法の工夫・改善に取り組んで「主体的で対話的な深い学び」を実現することにより一層の学力の向上を図る。

(ウ) 朝読書を奨励し、読書に親しませ、読解力・創造力・理解力を身に付けさせる。

(エ) 国・都の学力調査結果等を有効活用し、個に応じた指導や一貫性ある授業を積み上げる。

(オ) 保護者との連携を密にし、規則正しい生活習慣を身に付けさせ家庭学習の定着を図る。

イ 自ら考え行動し社会に貢献する意欲を培い、将来にわたって学び続けるために基礎となる学力を向上させるとともに、体を鍛え、体力を向上させることにより心の強い生徒を育てる。

(ア) 発達段階に応じて体力が向上するよう基礎的・基本的力を培う教育を実践し、豊かな人生を歩む社会人として生きることができるよう心身ともに健康な生徒を育てる。

(イ) 計画的な保健指導及び体育指導を実施し、身体への知識理解と基礎体力を向上させる。

(ウ) 学校保健委員会等の保健活動を充実させ、生徒の健康安全を図る。

(エ) 知育・徳育・体育とともに食育を推進し、学校給食を食に対する実践の場として給食指導の充実を図り、将来に向けて食生活を健全に送る力を育成する。

ウ お互いを高め合う人との繋がりを構築し、人権尊重の心を醸成することにより、ひたむきに努力し続け、思いやりの心をもつ「いつ、どこでも通用する」人の育成を目指す。

(ア) 全教育活動を通じ、心と心の触れ合いを大切にして自他を尊重し励まし助け合う心を養い人権尊重感覚を醸成する。

(イ) 生活指導基本方針をもとに発達段階に応じたきめ細やかな指導を展開し、規律ある学校生活を送ることができる安全・安心な風土を生徒自らが作り上げられるようにする。

(ウ) スクールカウンセラーや特別支援教室教員と連携し教育相談、特別支援教育を充実させる。

エ 家庭・地域との連携を密にし、地域に開かれた学校として地域貢献し、活躍できる人材を育成する。

(ア) 家庭・地域との連携のもとに地域の教育力を生かし、小中一貫教育を推進する。

(イ) 学校HPや学校だより等により積極的に情報発信し、開かれた学校作りに徹する。

(ウ) 生徒、保護者、学校評議員会等の評価を学校経営改善に活用し、教育活動の充実を図る。

(エ) 地域でのボランティア活動を奨励し地域理解させ、生徒に地域の一員の自覚をもたせる。

(オ) 学校・家庭・地域が三位一体となった協働活動を活性化し、不登校や問題行動等への役割分担を明確化して早期対応、早期解決に取り組む。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (7) 学ぶ意欲をもたせるため、個々の能力を最大限に伸ばす「わかる授業」「学力向上を意識した授業」「思考力・判断力・表現力の向上」に向けて、教科等横断的な視点からの授業作りにより指導法の工夫・改善を行う。また、繰り返しの学習及び家庭学習の習慣化により基礎・基本を定着させ、学習への見通しをもたせることで主体的に学ぶ楽しさを実感させる。特に言語活動を重視した指導法に力点を置く。
- (4) 小学校からの9年間の「指導の連続性」を意識した「指導段階表」を基に小・中学校で各教科の授業実践及び研究協議により学力向上を図る。「思考力・判断力・表現力」を重点とし、小中一貫した指導を推進する。生徒の発達段階に応じて身体を鍛え、基礎体力を向上させる。
- (7) 学ぶ楽しさの実感から意欲を高めるように国・都の学力調査結果を踏まえ授業改善推進プランと1人1台端末によるICT機器の有効活用し、生徒目線の「わかる授業」を実践する。年間二回の生徒学習アンケートにより状況把握し、低評価の生徒へは個別助言により学力向上に繋げる。
- (5) 国語科において特に言語能力向上を意識した授業を実践する。また、各教科においても言語活動を取り入れた授業を実践し、授業改善推進プランの作成や評価法の工夫・改善に努める。さらに、授業力向上のために講師を招いての全職員による年間1回以上の研究授業の実施をする。
- (4) 全学年において、数学では習熟度別指導ガイドライン、英語では少人数指導・習熟度別指導ガイドラインに基づき授業を行う。個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。教員補助員やAETやベシーックドリル等を有効活用し基礎的・基本的な知識を習得させ、学力向上を図る。
- (4) 学校2020レガシーを継承し、全学年及び全教育活動中で計画的に学習を取り入れ、共生社会の形成の担い手となるために「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を醸成する。また、6月を体力テスト実施月間と位置付け、体力テストの意義、目的等を十分理解させ、体力向上、健康の保持増進に自ら取り組む生徒を育て、生涯にわたっての豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を身に付けさせる。

イ 特別の教科 道徳

- (7) 人権教育プログラム等を効果的に活用して多様性を理解した偏見のない、思いやりのある豊かな心を育み、地域施設との連携や人材活用、体験的活動の実践の充実により地域社会の一員として、より良い生き方について考えさせる。
- (4) 自己肯定感と思いやりの心の醸成のため、道徳全体計画及び年間指導計画による年間35時間の道徳授業を実施する。生命尊重の心や自尊感情の向上を重点として自殺予防やSOSの出し方教育に努め、不登校ゼロを目指す。他者理解を深め、いじめを許さない心を育て根絶させる。
- (7) 「心の東京革命」を意識して教科書を活用した指導法の工夫・改善に努め、発達段階に応じた情報モラルの計画的な指導を行う。また、道徳授業地区公開講座、健康教育講座「がんについて知る」において外部講師の講演を実施して視野を広げ、学校・地域・保護者一体の取組を行う。

ウ 総合的な学習の時間

- (7) 国際社会や身近な社会における諸問題等に興味・関心をもたせ、自己との関係性や自国の伝統・文化を総合的に捉えさせる。また、より良い社会の実現のために協働の大切さに気付かせるとともに、自己の未来像を具体的に描き、自己実現に取り組む人間の育成を図る。
- (4) 体験的な活動を通し、自己の生き方、他者への思いやり、集団で協調し規範遵守する生徒を育成するための指導計画・方法の工夫・改善を行う。社会問題への正しい判断、行動力を養う。
- (7) 設定テーマへの探求活動を進め、語彙力、発想力、思考力、想像力、表現力を育成する。
- (5) 情報社会の変化への柔軟な対応力を育てるためにSNSやインターネットの適正活用等の基本的生活習慣の確立を図り、携帯電話・スマートフォンのトラブルの未然防止等の情報モラル教育を推進し、家庭学習の習慣化を図るための取組を充実させる。

エ 特別活動

- (7) 生徒会・学級・学校の活動や行事等において生徒の自発性・主体性を引き出し、集団生活の規律・規範意識を高めるように意図的・計画的・継続的に指導する。
- (4) 将来の夢をもち、進んで努力する生徒を育てるため、学級活動内での小集団の清掃、給食等の活動や一人一役の係活動で遂行責任を自覚させ、集団の一員としての自己存在感を実感させる。
- (7) 小学校連携の取組により異学年交流を深め、応援・励まし合いにより活動への達成感を得る。
- (5) 安全指導は年間計画に基づき、避難訓練を含め月1回確実に実施する。安全教育プログラムを活用して安全意識を高め、地域安全マップを活用した大規模災害想定安全教育(防災教育)計画を策定、実践する。自らの判断で危険回避する自助能力と地域における共助意識を養う。

(2) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づいた「いじめ撲滅三原則」の徹底を図るために、定期的な生活アンケート（学期1回）を行い、生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応、いじめの解消・不登校の対応、特別な支援が必要な生徒の実態把握をする。また、三者面談、家庭訪問を実施するとともに、教育相談・巡回相談及び特別支援教育の充実化や特別支援校内委員会（兼教育相談部会）等の活性化を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・「せせらぎ教室」・子ども家庭支援センター・児童相談所・警察署等、関係諸機関と連携する。
- (4) 担任・養護教諭・スクールカウンセラー及び関係諸機関と連携し、生徒の情報交換を随時行い、共通理解を図る。また、基本的な生活習慣を身に付けさせるため、日常的な健康チェックを行い、「早寝・早起き・朝食」について家庭と連携を図る。
- (5) インクルーシブ教育を推進のために特別支援教育チーフコーディネーターを軸に、管理職、スクールカウンセラー、各学年生活指導担当による教育相談部会を定例実施し、共通理解を図る。対象生徒の個別指導計画・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を保護者了解の上で作成し、実態に応じて短期、長期の組織的指導を可能とする特別支援教育推進体制を充実させる。
- (6) 特別支援教室と連携し、対象生徒の対人面や集団参加への適応力を育む。特別支援教室の落ち着いた環境のもとで精神的な安定を図り、自己の力を十分発揮させ、自信が高められるように指導する。コミュニケーション能力の向上を図る小集団指導の充実により社会参画への基盤を育む。
- (7) 学習規律や生活規律を身に付けさせるため、決まりを守る態度の育成を重点とし、小学校と連携を図り、一貫した指導の視点による発達段階に応じた学校生活ルールを設定する。学校生活ルールを土台にして生徒の自己指導能力を身に付けられるように指導する。
- (8) 学校2020レガシーを踏まえて、部活動の推奨や昼休み等の運動の呼び掛けを行う。また、小中一貫の視点から小学校児童の部活動体験を期間設定し実施する。
- (9) 学校危機管理マニュアルを踏まえ日常的・定期的な安全指導の安全指導を見直し、地域と連携した小中合同避難訓練を計画・実施する。また、「防災ノート～災害と安全～」、警視庁交通安全情報等を活用し、防災教育の充実を図る。

イ 進路指導

- (7) キャリアパスポートの作成により小学校のキャリア教育の取組を引継ぎ、一貫した視点による9年間の連続性のある指導を展開する。
- (4) 3年生には、義務教育最終学年としての自己実現に向け、生徒一人一人が自己の個性や適正を理解し、主体的に進路選択する能力や態度を身に付けられるようにきめ細かな指導・支援を行う。
- (5) インターネット活用の職業調べ学習、多業種の職業人から話を聞く会、職場訪問、職場体験学習等の発展性のある取組を充実させ、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進する。

3 特色ある教育活動

- (1) 基礎学力の向上を図るため、国語・数学・英語の補充学習としての朝学習を活用し、定着確認テストを年間3回実施し、その結果について教科で評価する。
- (2) 生徒の読書率の向上を目指し、新入生に図書室使用のガイダンスを徹底させることで、良い本との出会いの機会を多くもたせる。また、生徒の読書活動を推進するために、図書館補助員を活用し、図書館だよりを発行するとともに、読書強化月間や40冊運動を実施する。
- (3) 郷土の伝統や文化を理解し、愛する心を育てるために、自治会等と協力し、祭礼等の地域行事に生徒を前向きに参画させる。また、郷土の豊かな自然に親しみ、大切に環境教育を推進する。
- (4) 地域・関係諸機関及び小・中学校PTAと連携し、普通救命救急講習（心肺蘇生・AED）・「セーフティ教室」「薬物乱用防止教室」を実施する。また、学校歯科医を活用した3ヵ年を見通した歯科指導や食に関する指導などを基に、生徒の体力・健康教育の充実を図る。
- (5) 福祉学習を充実するため、認知症サポーター養成講座を受講し、車椅子体験やアイマスク体験等の学習を行う。また、実践学習として近隣の特別養護老人ホーム等での職場体験を行う。
- (6) SDGsを見据えたエコやリサイクル等の環境問題に対する意識を高める取組として、節電、節水、リサイクルに関する生徒会活動を行い、アクション月間活動の取組を充実させる。
- (7) 地域に根差した「開かれた学校」づくりのために学校評価を結果公表し、学校改善に生かす。日常の教育活動を年間11回の学校だより・月2回の学年だより・HP等で保護者・地域に情報発信する。
- (8) 生徒一人一人を大切に教育実践のために、「生徒をより深く理解し、寄り添う指導の徹底」を行い、生徒の人権を尊重し、行き過ぎた指導に陥らない教員の生活指導力を身に付ける。
- (9) 急増する新規採用教員や若手教員の育成をするために、OJTの体制を充実させ、指導を計画的に迅速に進める。また、教職員全員が学校運営に参画する高い協働意識を醸成する。